

韓国人「軍慰安婦」問題について日本政府の責任を 求めることは民族主義の発露なのか

——体系的強かんの植民地性 (coloniality) ——

YANG Hyunah (梁 鉉娥) / 金 友子 (訳)

I 序論——問題提起

2000年日本軍性奴隷制戦犯女性国際法廷(以下、「2000年法廷」)が開催されてから今年でちょうど10年が過ぎた。「これ以上望むものがないほどの素晴らしい判決」(日本検事団長・川口和子)を得て大成功を取めた2000年法廷は、2000年12月に東京の九段会館で開かれた。法廷には9カ国(韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、オランダ、インドネシア、東ティモール、日本)が参加し、各国から参加した被害女性64人をはじめとして各国の検事団、400人以上の海外から来た傍聴人、600人以上の日本国内の傍聴人、300人以上の日本および海外のマスコミで連日満員だった(金富子2010:40)。

2000年法廷の前後にもさまざまなことがあった。アメリカ、EU、カナダ、オランダ、大韓民国、台湾の議会で「慰安婦決議案」が採択され、軍慰安婦問題への国際的支援を引き出した。韓国では被害生存者¹⁾の証言研究が蓄積され、関連法律の制定や被害生存者の生活安定支援および記念事業などがなされてきており、博物館建立も推進されている。他方、日本政府の立場にも幾つかの意味ある変化があった。まず1993年に日本軍による軍慰安婦の強制連行を認めて謝罪した当時の官房長官の「河野談話」があり、これを継承して社会党(当時。現社民党)出身の村山総理は、1995年8月15日、日帝の侵略戦争を認定し謝罪した「村山談話」を発表した。この時期、後続措置の一環として日本政府が運営費用を出し国民から募金を集めて財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(Asia Women's Fund, 以下「国民基金」)が設立され、この国民基金のさまざまな活動は2007年3月に幕を閉じた。同じく2007年3月、安倍総理は「狭義の強制性」はなかったと発言、すなわち中間に介入した業者が強制力行使したかもしれないが、国家レベルの強制性はなかったという趣旨の発言をした。これ以外にも1990年後半以降、日本の「自由主義史観研究会」「新しい教科書を作る会」などが日本の教科書から「慰安婦」の記述を削除することを要求し、教科書の「慰安婦」記述はかなり後退した。韓国でも植民地歴史観に対するニューライト運動など、数々の新しい動きが登場している(金富子2010; チョ・シヒョン2010)。

以上のように、2000年法廷以後も「明確かつあいまいさのないやり方の」公式謝罪と補償はなされておらず、それゆえ日本軍慰安婦問題の公的清算はなされていない状態である。2000年法廷以後の状況が複雑になっている主要因には「国民基金」という変数が作用していると思われる。基金側は国民基金について、これによって法的責任をとるものではなかったが、ある面

でより意味のある「道義的責任」が履行されたと主張しており（大沼 2008: 183-192）、韓国で生じた国民基金にたいする拒否は「反日ナショナリズム」の発露と見做されもした（大沼 2008: 90-102）。国民基金にたいする韓国側の反対は、基金が日本の公的責任の認定や国家による賠償に基づいた補償金ではないという点にその核心があったのだが、これを民族主義として批判することは、論理的飛躍であり歪曲である。日本国家に植民地期の人権蹂躪にたいする責任を請求することは、民族主義ないし国家主義の発露なのか。2000年法廷の過程で関連国際法と国際規範、歴史資料、証言資料などを総網羅する努力を傾け、2000年の判決概要と2001年にハーグで下された法廷の判決文は、記念碑的だと言って余りあるほど、関連法理と事実の集大成だった。のみならず、先に見たように2000年法廷は一つの国家ではなく、東アジアの多くの国が国家の境界内部にいながらも「同時に」その境界を越えようと連帯し、意思疎通してつくりあげた法廷だった。このような法廷があつてなお、慰安婦問題にたいする責任請求を民族主義という構図で見る既存の言説地形に、さしたる変化はないように思われる。

本稿は以上のような問題意識に基づいて、日本軍慰安婦事件に関する日本政府への法的責任請求が民族主義あるいは国家主義の発露なのかを論じていく。そのためにまず、日本軍性奴隷制のような行為の責任を、なぜ政府に問うしかないのかを、紛争状態で軍隊が引き起こした犯罪行為の国家責任に関する人道主義法の態度とともに「体系的強かん (systematic rape)」論を中心に考察する。第二に、韓国の女性たちが経験した体系的強かんは、一般的事例となる紛争や戦時の強かんとしてその性格の全てを説明できるのかという問題が提起される。既存の体系的強かん論に全て収斂されるとしても、そこで植民地的な状況、コンテキストあるいは次元が十分に扱われるのかという点が残る。韓国人女性が体験した強かんを説明するには「植民地性 (coloniality)」の問題を扱わねばならないとすれば、ここで被植民状況下の朝鮮人女性という、民族とジェンダーの重層問題を扱わざるをえない。

ところで、「軍慰安婦」犯罪責任において被植民状況という民族問題をクローズアップすることは、簡単に民族主義であると誤認されてしまう言説地形が存在する。民族問題の強調は日本の右翼のみならず国家の境界を越えようとする国際フェミニズムの名のもとにおいてさえ、非難されがちである。被植民族にたいする支配植民国の強かんについて国家責任を問うことが民族主義として貶められる状況は、国際人道主義法や国際人権法が植民地性の問題のある種の盲点としていることを示すともいえる。国際人権法やフェミニズムにおいて女性にたいする暴力が論じられるさいにも、実際その植民地性への認識が大きく欠けているため、植民地性という観点を導入した途端に民族主義言説に還元されてしまうのである。これにたいして国際人権法やフェミニズムの文法によってアジアの植民地主義的な人権蹂躪を語ろうとするためには、その歴史性を大幅に縮小させて「国際言説」の普遍性に頼らねばならないという、一種の疎外現象が生じる。これは国際人権法の文法とアジアの現実との間にある溝という、法と現実の乖離の問題でもある。以上のような本稿の問題提起を要約すると、次のようになる。

第一に、「体系的強かん」の犯罪において、なぜ国家責任を問わざるをえないのか。

第二に、韓国人被害者が体験した植民地性は体系的強かん論のなかで論じられてきたのか。

第三に、植民地下の差別問題が国際人権法や国際フェミニズムにきちんと取り入れられていなかったとすれば、アジアのポストコロニアル的な問題提起は、民族主義言説とは違うどのよ

韓国人「軍慰安婦」問題について日本政府の責任を求めることは民族主義の発露なのか (YANG)

うな内実をもたねばならないのか。

本稿のみで以上の問題の全てについて深く議論を掘り下げて展開することは難しいが、このような問題を提起し基礎的な考察をおこなうことには意義があるだろう。とくに、第三の問題を全面展開することは難しいと思われる。ただ、この議論をつうじて体系的強かん問題を扱うさいに植民地性にたいする認識がいかにも不足しているかを明らかにし、ポストコロニアルの認識空間を切り開く一助としたい。

II 体系的強かんの植民地性と国家責任

1. 国際人道主義法 (Humanitarian Law) による戦争犯罪の責任

戦争犯罪の責任にたいして国際人道主義法は、交戦国家と高位上官や命令者など上級者 (superior order) の責任を問うのが一般的である。というも、下級軍人が上級者の命令に服従しなければ抗命罪に該当するからである。2000年法廷裁判部は、「指揮〔・命令〕責任」あるいは「上官の権限」に関して、1907年のハーグ第4協約附則書規則第43条、1919年第一次世界大戦後の「戦争犯罪委員会報告書」に基づいて、第二次世界大戦後の条約・議定書・法規草案をつうじて強化された諸原則に依拠し、最近のものとしてはルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) と旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) の規定と一致する限りにおいてのみ、刑事責任を適用した (判決文 2007: 313-318)。これに関する2000年法廷の判決文に示された判断を考察する。

[2000年法廷] 憲章第3条2項に規定された上官責任の原則は、こんにち「指揮〔・命令〕責任」あるいは「上官の権限」として知られている。上官責任の原則は軍指揮者および民間人地位者〔文民の指導者〕の双方を含む目的で近年明確にされた表現であるが、これに類似した用語は東京裁判を含む、第二次世界大戦後の法廷でも使用されている。(判決文 para. 674, 挺対協 2007: 313, 以下「判決文」)

実際に東京裁判では上官責任あるいは指揮〔・命令〕責任を適用して将軍および参謀長など軍の司令官や将校に有罪を宣告したのみならず、総理大臣や外務大臣といった民間人政府官僚〔文民の政府指導者〕にも、権限のある上官に求められた秩序と安定を維持するための適切な手段を講じなかったことについて有罪を宣告した。(判決文 2007: para. 686)²⁾

以上を論拠として2000年法廷判事団は、日本国がその公務員と彼らの代理人すなわち被告として名指された人々とその他多数の日本軍、植民地支配機構および行政機関の担当者をつうじて人道に対する罪としての強かんおよび性奴隷制という国際的な違法行為にたいする刑事責任を生じさせたと判じており³⁾、裁判部全員一致で裕仁天皇をはじめとする9人の被告は「慰安婦」にたいして犯した犯罪について上官としての責任および個人としての責任において有罪であるとの判決を下した (判決文 2007: para. 874)⁴⁾。

他方、国家責任について2000年法廷判事団は、国家はその国家に帰属させることのできるものとして他国の正当な法的利益に損害を及ぼすいかなる不法行為にたいしても国際的に責任を負うことを、一般的な国際法の原理として受け入れている。

国家責任は国際法に違反する犯罪を行った個人の国際刑事責任に加えて、そしてそれと並行して存在する […] 国家がそれ自身または代理人や国家機関の行為をつうじて国際的な義務に違反しそれによって国際的な不法を行ったとき、国家はその不法行為に責任を負う。(判決文 2007: para. 899)

ここで問題となるのが、植民地や占領地の人々にたいする侵害は他国の法益にたいする侵害なのか、である。法廷判事団はかつての韓国にたいする日本の植民地被支配性には言及したが、その被支配性そのものについて法的判断はしなかった(イ・ジェジョン 2008: 184-185)。判事団は植民地問題についてはこれらが「国際法上、植民地や類似の属領は、別個の国家としての地位または主権を有さず」、日本政府は日本人、朝鮮人、台湾人女性たちにたいする日本の国家責任の伝統的原則を否定してきたが(判決文 2007: para. 907, 911)、人道に対する罪については免責されえないことを次のように明記している。要するに、植民地下の植民地人個人におこなわれた人道に関する犯罪についても、日本の国家責任があるとしている。

しかし「人道に対する罪」の概念はこの基本原則をその民間人が自国民なのかあるいはまさに植民地の人間なのかを問わず、すべての人に対する損害にも拡大した。したがって、この責任は原則として交戦国が自国民に対して行った人道に対する罪にも適用される。したがって日本は、国際違法行為が植民地の人間と自国民のうちいずれかに行われたのかにかかわらず、その責任から免罪されない。(判決文 2007: para. 912)

これ以外にも判事団は、日本国がこんにちまで続けてきた「慰安所制度」の真実の公開を妨害する行為、終戦直後の文書破棄と隠ぺい行為、文書の継続的隠匿行為、真実の完全な公開の持続的否認と不履行もまた国家責任が認定されねばならない行為に含めた。他方、裁判部は「慰安婦」が損害賠償について個人請求権をもっていたとしても、その請求権はすでに第二次世界大戦終結後に日本と他の諸国間で締結された平和条約と国際協定によって果たされたとの主張にたいしても、2000年法廷は「人道に対する罪 (crime against humanity) の結果として生じた被害について個人の請求権を放棄する権限を交渉国は有さない」と判じた(判決文 2007: para. 1053)。すなわち、軍慰安婦被害者の日本の国家責任にたいする請求権は消滅しておらず今なお有効であると判断したのである。

以上の論拠にしたがって日本軍性奴隷制度が人道主義法と人道に対する罪によって律されるなら、国家最高責任者、上級者、軍の統治者、上級命令者などの個人責任とともに国家責任も同時に問われるべき犯罪であるということが明らかになる。これらの責任を問わずして本犯罪の処罰は可能ではないし、その限りにおいて再発防止や抑制効果も期待できない。さらに、最高統治者や国家がもつこの種の責任は、日本軍性奴隷制といった体系的強かんのようなジェンダー犯罪 (gender crime) においては、その責任がさらに重く微妙になると考えられる。次章では国家と政府高位者の責任を一般論の枠組みにとどめずに、本犯罪(行為)の性格について考察していく。

2. 体系的強かん (Systematic Rape) の性格と責任問題

2000年法廷の検事団は日本政府および被告人をいくつかの罪で起訴したが(女性部2004),ここでは日本軍性奴隷制を貫通する主たる犯罪,すなわち「体系的強かん」概念を中心に考察する⁵⁾。1998年にゲイ・マクドゥーガル特別報告官は,国連人権小委員会に提出した最終報告書に体系的強かん論を提示した。まず,報告書が定義する強かん概念を検討しよう。

強かん:「強かん」とは,強制,強要,脅迫といった条件下で,男性の性器を——これを含むがそれに限らない——女性の陰または肛門に挿入する行為を意味する。また,強制,強要,脅迫の条件下で男性性器を被害者の口腔内に挿入する行為を意味する。強かんはジェンダー中立的な概念であり,男性も女性もともに被害者となりうる。(McDougall 1998: para.24,以下,翻訳は筆者による)

強かん犯罪はすでにニュルンベルク国際軍事裁判憲章および Control Council Law no. 10,そして極東国際軍事裁判憲章によって「非人道的行為」として禁止されていた。しかし,マクドゥーガル報告官の上記報告書の序論で指摘されているように,「武力衝突時の性暴力行為に対する起訴の枠組みは,すでに第二次世界大戦以前から存在してきたが,その先例は,困惑するほど稀である」のも事実である(McDougall 1998: para.19)。伝統的に,強かん犯罪の構成要件においては,性交にたいする同意の不在ないし強要という要素が重視されてきた。しかし旧ユーゴ国際刑事裁判所では,強かんの構成要件において同意の不在のみならず,加害者が故意であったこと,同意のなかったことを加害者が認識していたことが,犯罪の主要要素として注目された。言い換えれば,被害者の意思すなわち同意ないし不同意が強かん犯罪の構成においてもはや金科玉条ではないという認識が形成されたのである⁶⁾。このことは以下で検討する体系的強かん概念に関連する。

体系的強かん概念は,先に挙げた強かん概念を前提としているが,それが個人による強制・強要・脅迫とは別の次元の「力の行使」である点に注目する。体系的強かんとは民間人(civilian population)を対象に行われ,人種的,民族的,宗教的,政治的,その他の根拠による迫害に該当する強かん攻撃であり,人道に対する罪として起訴されねばならず,通常,人道に対する犯罪が武力衝突状況で発生するのにたいして,これを必ずしも要件とせず,政府および非政府の主体も該当犯罪によって起訴されうるとしている(McDougall 1998: para.35)。また,体系的または広範囲の強かんに効果的に対応するためには,ジェンダーカテゴリーが人道に対する罪において迫害対象となる集団のうちのひとつであるとの認識が必要だと指摘している。

体系的強かん:「体系的」という用語は特定の強かんを描写するための形容詞として使用されるが,これは新しい犯罪を意味したり,強かん行為を起訴するための立証責任の新たな要素を意味するのではない。[体系的強かんとは]それ自体としてもすでに犯罪となる強かん行為が,「目標集団(targeted group)」にたいして「広範囲の(widespread)」または「政策にもとづいた(policy-based)」大規模な形の攻撃となるケースに該当する(McDougall 1998: para.40)。

上記の犯罪の構成要素のうち「広範囲性」とは、強かん行為およびその被害者の数などといった外形的な面に現れるが、「政策にもとづく」という要素は何を意味しているのか。これに当たる犯罪は集団的犯罪 (collective crime) であり国家の政策を遂行するために犯されるケースを指し、その犯罪行為をおこなうために、またはそのような犯罪を防止しないためには、国家機関または国家の要員ないし資源の使用を必要とする⁷⁾。とすると、「政策にもとづく強かん」の一要素である「強要」ないし手段の究明が重要な鍵となる。それは個人による強かんにおいて現れる物理的暴力、脅迫 (threat)、脅し (intimidation)、強要 (extortion) および他の種の脅迫 (duress) の使用とは別に (あるいはそれと結びついた) 法的システム、政府の教示、あるいは軍隊の上官による命令といった制度的権力の存在を意味する。したがって体系的強かんとは、法や教示、命令などの明示的・暗示的政策に依拠した行為である。実際にこの争点は、ユーゴスラヴィア内戦とルワンダ内戦を経て、体系的強かんの性格を究明する努力の過程で提起された。伝統的には、強かんは加害者が被害者に行使する強要状態 (forced condition) を構成要件としていたが、体系的強かんにおいてはそのような暴力に限らず「強圧状態 (enforced condition)」に被害者が置かれるという認識が形成された⁸⁾。要するに、個別の強かん行為における暴力や脅迫、これにたいする同意や抵抗は要件とはならず、戦争と軍隊という全般的強圧状態が体系的強かんの要件となるのである。このように、体系的強かんの場合は、武力衝突状況であれば存在するであろうことが明らかな、高レベルの暴力および強要的状况があると推定できる。とすれば、被害者の不同意 (抵抗など) は無意味である。特に武力衝突状況で強かんのような犯罪をおこなえと命令したり、命令ではなくとも該当行為を助長した (facilitate) 最高上官の命令責任を考慮するなら、被害者が同意したかどうかは法的にも事実としても争点にならない (McDougall 1998: para.25)。以上の犯罪要件を念頭に置きつつ、2000年法廷の最終判決文においても日本軍性奴隷制度が「政策にもとづく強かん」であることが判決文のあちこちで指摘されている。

さらに、徴集が急いで行われたこと、少女や女性たちが送り込まれた場所が多様で危険で膨大な数に上ったこともまた、このシステムの強制的特徴を示している。[中略]「慰安所」が前線を含めて日本の軍隊がいるところではどこにでも存在し、また女性たちは日本兵のいかなる要求にもサービスを拒否できなかつた [中略]。兵站業務だけでも当局の最上層の承認なしで実行することはできなかつただろう。単に国境、戦地を横断して女性たちを運送するだけでも、陸、海軍の両方の支援と調整が必要であった。この広範囲なシステムに対して、最小限であれ食料と日用品が供給されねばならなかつた。(判決文 2007: para.789)

「慰安婦制度」は本質的に国家が許容した強かんであり奴隷化だった。「慰安婦制度」のための女性を確保する際に用いられていた欺瞞 [詐欺]、売買 [買取り]、強制力はあまりにも広範囲であり、そのように獲得された女性の数はあまりにも莫大である。この制度を拡大する圧力が非常に強かつたので、関連する犯罪はこの制度の維持と女性の継続的な供給を監督していた者のみではなく、この制度の上層部参加者にも当然知られていたはずである。(判決文 2007: para.798)

以上の論拠から、「日本軍性奴隷制度」のような体系的強かん犯罪に対する責任は、国際人道主義法の見地からも、本犯罪の性格においてこのような政策や制度を立案・命令し、持続させたり、あるいは防止できなかった主体である国家と国家の最高責任者、軍統治者など最高責任者にある。これは強かんをおこなった兵士個人の免責というジレンマを生むが⁹⁾、個別的強かんが日本軍慰安婦制度という体系的なかでおこなわれたという点を明らかにするという点で意義がある。こうして、日本軍慰安婦制度にたいする刑事責任には、これを計画し実行し、知っていたか知りえたであろうにもかかわらず防止しなかった国家の責任と高位官僚の責任を請求せねばならないことがわかる。この見地に立てば、日本軍慰安婦制度における日本の国家責任と高位官僚の個人の法的責任を回避して「市民の倫理的責任」の方に価値があるとする議論は、性奴隷制度のような不法行為を「不処罰 (impunity)」状態にし続けようとの主張となら変わるところはない。

Ⅲ 戦時強かん、占領地での強かんおよび植民地での強かんの区分

先に見たように、体系的強かんの概念構成を精緻化することは、これまで名づけられていなかった制度化された性暴力という人権蹂躪行為に名を与え、その法的性格や起訴の条件を明らかにすることに寄与した。体系的強かんと性奴隷制の概念は、「自分の身に起こったこと」が何だったのか、名づけられてもいなかったままで「何を恨めばいいのかその名もわからない」被害に名を与え、被害者たちが自分の経験を説明するための根拠を提供した。生存者の証言研究の経験から考えると、多くの生存者はこれまで50年あまりの間、なぜ自分が、誰によって、どんな被害を受けたのかを語ることができず、その名を呼べなかった。他方、このような体系的強かん論によってアジアで発生した日本軍慰安婦を中心とした犯罪がきちんと説明されているのかについても再検討を促す。

1. 戦時強かんと朝鮮人「日本軍慰安婦」にたいする強かん

何よりも戦時に発生した女性にたいする性暴力は、体系的強かんの法理を構成する導火線となった。とりわけ1990年代に発生した旧ユーゴスラヴィア内戦における戦時強かんには全世界が驚愕し、体系的強かん論を構成する準拠点となった。エレイン・スカリー (Elaine Scarry) が示したように、人種間強かんは多面的に相手を攻撃する犯罪である。それは抑えられない男性の欲求が引き起こす偶発的事故では決してなく、意図をもった「戦争犯罪」である (Scarry 1985: 63-81)。強かんは特有の「ジェンダー犯罪」であり、そこには女性を支配し攻撃する男性のセクシュアリティの主張ないし承認がある¹⁰⁾。戦時強かんにおいて敵たる相手の女性にたいする攻撃には、それらの女性が「敵軍の女性」であるという考えが内在しており、ここで女性たちは二重に差別される。まず、性的な攻撃は圧倒的に男性が女性にたいしておこなうもの、すなわち女性に向けられる特有な攻撃であるという点であり、この強かんをつうじて自民族の男性は、女性が自らの「所有物」であることを再度承認したのである。ボスニアの「レイプキャンプ」でヘルツェゴビナ女性たちは妊娠させられ、人工妊娠中絶をすることのできない臨月期になってようやく解放されたのだが (Stiglmeier 1994: 82-179)、これは、ボスニアとヘルツェゴ

ビナ双方の男性に、敵国の男性の子を妊娠した女性は使い物にならない体になるという、ある種の同意があったことを示している。敵同士である男性間に、ある種の連帯（fraternity）が存在していたとでもいおうか。性暴力の被害に遭った女性たちはどちらの側にも属することができず追放されたのであり、これが二重に差別されたということの意味である。

しかし、戦時の体系的強かんという国際法上の概念は重要だが、東アジアの植民地および戦争の現実との間には距離があると考ええる。韓国の場合、日本軍慰安婦制度の犯罪について、通常の意味での戦時強かんという概念によって語ろうとすると、何か「欠如」を感じさせる（チョ・シヒョン 2010）¹¹⁾。この欠如感はまさに国際法と国際言説における「植民地性」の概念的考慮が不足しているか副次的なものとしてされていることに起因すると考えられる。日本軍慰安所でおこなわれた体系的強かんは、武力発生時の女性への暴力の定義が示すように、「対立する集団に属する女性たちを強かんしたり奴隷化することによって敵軍全体を破壊しようとする、ないし脅威を与えようとする（intimidate, destroy “the enemy” as a whole by raping and enslaving women who are identified as members of the opposition group）」を目的としているが（McDougall 1998: para. 9、強調は筆者）、当時朝鮮の女性たちは日本軍との関係において「敵」または「対立する集団」あるいは「目標集団（target group）」ではなく、日本国の植民地の女性であって、日本軍の「一部」をなしていた。要するに、制度化された大規模の強かんをおこなった日本軍人と朝鮮女性¹²⁾の「関係がいかなる性格をもっていたのか」は、戦時強かんの概念と乖離しているのである。これについて現在の国際刑事法ないしトランスナショナル・フェミニズムの言説がきちんと答えられるのかは疑問である。

朝鮮女性が「攻撃された」戦争は、日本と朝鮮間の戦争ではなかった。ここにこそ朝鮮人女性になされた「慰安婦」犯罪の性格とその経験の核心があるのだが、この問題は慰安婦関連運動や2000年法廷でもきちんと焦点化されていないと考える。

実際、当時の植民地朝鮮人や朝鮮女性は「挺身隊」として日本天皇の「臣民」の地位にあると前提されていた。朝鮮の少女や女性は、日本兵士の性病を防止し、士気を高めるために大規模に強制動員され、「妊娠してはならない」性交提供者としてのみ使用されたのである。女性たちは兵士が戦場へと向かう時には礼をして送り出し、戻ってくるときには迎えに出たと証言している（MBC Television 1992）。女性たちは慰安所で朝鮮語の使用を原則的に禁じられており、日本の名前で呼ばれた。この点で、被植民地の主体は自身を強かんした男性兵士に対する憎悪や憤怒をきちんと表現することもできなかった。要するに、朝鮮の軍慰安婦たちは軍慰安所で強かん被害者として振るまうことができず、それに「協力させられ」るように制度が設計されていた。以上のような「朝鮮人慰安婦」の「植民地的」アイデンティティを認識せずして朝鮮人慰安婦の被害と経験を解釈することはできない。

日本軍人と朝鮮女性との関係は、戦時強かんにおいて通常言われる「敵軍の女」ではなく、味方の軍の女だったといわねばなるまい。しかし、この味方の軍もまた通常の意味とは異なり、植民地主体、劣等で究極的には絶滅すべき民族（人種）的存在である。このように敵でも味方でもない女性にたいする体系的強かんの「植民地性」については、さらなる論及が必要である。

2. 被害者女性間の民族／国家の差異

朝鮮の女性のみならず、アジア各国の被害者が経験した強かんを考察すると、その経験と性格は同じではないことがわかる (チョン・ジンソン 2003; 李娜榮 2010)。日本軍慰安婦の経験も、民族ないし国家によって異なるシステムのなかに置かれていたといえる。たとえばオランダの女性たちはオランダによるジャワ島占領期間中に日本帝国軍隊によって性奴隷化され、16人の女性が「日本の収容所〔抑留所〕に不法に拘禁〔収容〕された」(2000年法廷資料集, オランダ起訴状:69)という。また、オランダの被害者らは「広々とした庭のある気持のよい住居〔邸宅〕で各部屋にはダブルベッドと洗面施設、家具が備えつけられた専用の部屋を使用した」とされている(オランダ起訴状:70)。この面で韓国人女性たちが配置された軍慰安所より(比較的体系的ではなく)一時的なものであり小規模で、その待遇は遙かに良好だったことがわかる。反面、日本の植民地だった台湾は動員過程が朝鮮と似ており、体系的な様相を帯びていた(2000年法廷資料集, 台湾起訴状:72)。朝鮮の軍慰安婦制度は、どの国家よりも軍慰安婦の動員から配置に至るまで体系的で全面的な被支配状態を示している。朝鮮人被害者らが慰安所に留められた期間は、長くて10年以上を記録しており(チェ・カプスンの証言, 挺対協 2001: 119-145), 20万人以上と推定される女性がアジア地域に散在していたうえに、終戦後にはその大多数の被害者が敵地に置き去りにされた。このような奴隷化は、朝鮮の日本にたいする植民地関係に基づいている。他方、植民地と占領地の性格が混在していた中国では、その性格を反映した体系的強かんがおこなわれた。軍人たちは中国女性を大規模に強かんしただけでなく、強かん後に残忍な方法で傷つけたり、殺害した(中国起訴状:160-163)。強かんの場所は自分の村や地域だった。また、日本軍や業者によって体系的に軍慰安所が設置されるケースも多数あったと報告されている(中国起訴状:149-159)。これは、中国が帝国主義日本の野望を果たすためのアジアの最後の峠とされていた点と無関係ではないだろう。のみならず、日本人慰安婦女性といった帝国主義国家による女性国民の被害もあった。

以上のように、日本軍慰安婦の体系は、その動員方法、被害の持続期間、動員地域などにおいて人種や国籍によって体系的な差異を示している。それは女性たちが属していた集団が、植民地、占領地、戦争など、日本とどのような関係性にあったのかが具体化されたものである。要するに、アジア各国の女性被害者が経験した犯罪行為の様相は、それぞれの国あるいは民族が、当時の日本帝国と結んでいた関係によって異なったのである。この現象は、以下のようないくつかのことを含意する。

まず、この事実を示すことは、単にある女性たちの被害が他の女性たちの被害よりも酷かったとか重要であるといった評価を求めることではない。また、日本軍による非人道的で体系的な性暴力という日本軍性奴隷制の共通性を否定したり弱体化させたりするためでもない。ただ、各国やそれぞれの人種に及ぼした軍慰安婦犯罪の性格と責任が異なっており、何よりも被害者の被害の性格が違ってくるため、十分に注目される必要がある。ある一つの体験のみを中心に置くならば、残りの体験が疎外され、その行為にたいする責任を問えなくなってしまう。

第二に、被害女性のそれぞれ異なる体験と暴力の様相は、強かんの種類にたいする一定の分類が必要であることを示している。仮説的にではあるが、それは植民地強かん、戦時強かん、占領地強かんというように区分できるだろう。このような概説的分類さえなく「戦時強かん」

として日本軍慰安婦の性奴隷制が考えられたということは、議論すべき重要な事柄である。とくに、当時日本軍の太平洋戦争が東アジアにおける「大東亜共栄圏」の建設すなわち日本帝国の建設という帝国主義戦争であるという点を勘案し、朝鮮女性が日本軍慰安婦の中心的被害者だったという点を勘案するのであれば、本犯罪には「植民地強かん」の法理が要請されると考える。

第三に、以上のように考えるにあたっては、当時被害を受けた女性たちの人種や国家という要素が暴力行為および被害経験を構成する社会的軸となるであろう。ジェンダーを強調することによってこのような側面を捨象したり縮小したりするのではなく、きちんと考慮してこそ、本行為の性格を適切に理解することができるのは言うまでもない。

以上のように考えると、体系的強かんという国際人道法と国際刑事法、そして国際人権法に違反する行為の責任を問うためには、国家と高位官吏の責任を問うことが重要であるだけでなく、さらに日本軍慰安婦問題の東アジアにおける偏在性をも考慮するならば、その犯罪の形態の差異を解釈するためにも、女性たちの民族と人種そして国籍という要素を重視せざるをえない。要するに、日本軍慰安婦被害者の立場から彼女たちが経験した行為を説明するために国籍や民族が重要となるのみならず、本行為の責任を問うためにも日本国政府と高位官僚という主体が重要なのである。とするなら、軍慰安婦問題において加害者と被害者の当事者双方の民族と国家という構図を避けることはできないと結論できるだろう。

IV トランスナショナル・フェミニズムと民族主義

韓国人軍慰安婦問題にたいする日本政府への要請は、日本の右翼が主導する言説によって民族主義的行為であると見做されてきた。さらに、韓国のフェミニズム学界や運動の場でも、日本軍慰安婦問題が「異民族男性によって起こった、自分たちの女性にたいする侵奪」というフレームのなかで「民族の問題」なのかあるいは「女性の問題」なのかをめぐる論争もある (Kim & Choi 1997; キム・ウンシル 1994; カン・ソンミ, 山下英愛 1993; チョン・ジンソン 1994, 1998; シン・ヨンスク, チョ・ヘラン 1996)。他方、国民基金以後の韓国の「慰安婦運動」が民族主義的であるとの批判 (キム・チョルラン 2004; パク・ユハ 2005 など) は、最近の言説の変化にもかかわらず続いているものであり、さらに先鋭な効果を醸している。

民族主義は、自民族の一体性と単一性を仮定したうえで他民族、とくにこの場合には帝国主義民族を敵対化し、民族の境界を軸に完結して統一された集合的主体を構成する二分法的論理体系ないし想像体系であるといえる (Yang 1997; ユン・テンニム 2004)。この時の「民族」ないし「民族主義」において表象される女性とは「民族の女性」であり、その排他的かつ想像的な枠組みから脱しえない。この点で、東アジアの広範な地域・人種・政治的構図のなかで起こった「日本軍慰安婦」問題を考える枠組みは、一民族の矛盾や境界の内部にとどまるものではありえないという指摘は妥当である (キム・ウンシル 1994; 上野千鶴子 1999)。しかし、先に指摘したように、各民族や国家の境界を重要視せずして、その体験や暴力行為をきちんと解釈することはできない。要するに、本事件を解釈するにあたっては、一つの民族や国家の境界の中に閉じこもってはならないのだが、かといって民族や国家を無視しても、慰安婦問題というもの

はただ虚空に浮いてしまうだろう。

2000年法廷で明らかにされたように、韓国、北朝鮮、台湾、中国、フィリピン、インドネシア、オランダ、東ティモールの女性被害者の経験した暴力と犯罪被害は、戦時状況あるいは占領地という状況、または被植民状況など、それぞれの状況によって異なる性格をもっていた。女性の体験の共通性を否定するわけではないが、個々の状況を十分に明らかにしたうえで分析してこそ、その犯罪を正確に告発し被害者の苦痛を癒すことができるだろう。この点で、犯罪の具体的文脈と歴史性がジェンダー犯罪を起訴するなかでなぜ弱められてしまうのかが理解できない¹³⁾。むしろジェンダーを焦点化することで民族や人種の状況、すなわち植民地主義や戦争および帝国主義を語れなくしてしまうフェミニズムこそ、普遍性を装った抑圧的言説になりうることを警戒すべきであろう(金富子 2008)。真の「トランスナショナル・フェミニズム」であれば、一国的観点を超えて既存の(男性)民族(国家)的立場を超えたフェミニズムを希求する時、まさにトランスする(trans; 移行する, 超える, 脱する)ための手続きと方法は、一国主義を批判したからといって先取りされるものなのかどうか、吟味せねばならないだろう。それぞれの女性たちが置かれている国家や民族という境界が、彼女たちの経験を構成する軸であるなら、トランスナショナル・フェミニズムの役割は、国家や民族の境界に縛られてはならないと警告するにとどまるのではなく、現実的に「縛られている」境界を解きほぐすための方法や倫理を提供すべきであろう。でなければトランスナショナリズムは、既存の歴史叙述において過小代表された(underrepresented)人々から、自身を語ることでできる根拠を奪ってしまうことになりかねない。とくに植民地被支配民族の体験を言語化する法的論理や社会科学的言説があまり発達していない状態では、トランスナショナル・フェミニズムの名によって少数民族の体験が消し去られてしまうのではないかと憂慮する。

韓国人被害者が日本政府に法的責任を問うことは、すでに一国的(national)な構図ではなく、国家を超えた(transnational)構図のなかにあった¹⁴⁾。先に見たように、2000年法廷の法的構図は、〈被害者集団〉対〈日本政府および日本の高位官僚〉である。しかし、国際人道主義法でも人権法でも体系的強かん犯罪について「国家責任」の中心性が論じられているにもかかわらず、たとえば韓国が日本国家の責任を問うことは「民族主義的」な認識と扱われるという、この二重基準は何ゆえであろうか。ここには、重層的な歴史的・言説的現実が存在している。ポストコロニアルの韓国において日本軍慰安婦に対する収奪が「民族的自尊心」の次元で公に論じられたのは、植民地体験にたいする韓国人の集合的鬱憤と挫折感、劣等感、そして怒りの総和だといえる。このような認識枠組みは、何よりも植民地期におこなわれた民族差別への応分の補償と賠償、治癒の努力が不足していた歴史的・政治的現実起因すると考える。さらには、先にも指摘したが、現在の国際人道法と人権法が西欧中心的で「植民地性」の不法性や植民地下での人権蹂躪への適切な名付けさえなかった状況と無関係ではないだろう。とすれば、植民地で被支配の立場に置かれた少数民族の女性として語る言語は、どこにありうるのだろうか。ここで、植民状況を問題提起するための言語が「民族主義」の外側にはありえなかったという、一種の認識論的行き詰まり、アボリアに突き当たってしまう。

V. おわりに——先送りにされた正義，ポスト植民地主義を求めて

ポスト植民地主義 (postcolonialism) は、植民地主義の遺産と同時にその遺産を清算できないままに持続する社会状況への包括的批判の理論である。ポスト (post-) を定義することは簡単ではない (Appiah 1991)。それは時期的な「以後」の意味を帯びるために、植民地以後を意味しもある。しかし、リオタールがポストモダンを説明するように (Lyotard 1984: 79-81)、それが近代において存在したが再現されていない裏面であるならば、「ポスト」は既存の植民地主義分析の裏面、説明されてこなかった側面のことでありといえる。すなわち、ポスト植民地主義は、植民地主義から始まって、未だ継続している植民地の遺産の、きちんと再現されていない側面を見るための理論である。このように「ポスト」は「先送り」の意味を、したがって現在の社会で提示された、遅らされた課題を意味する。さらに「ポスト」は、「超える」という「脱」の意味ももっている。すなわち、植民地主義の遺産を克服しようとする理念体系でもある。

他方で、ポスト植民地主義言説でさえ民族主義言説であると解釈されることは、民族主義とは異なるポスト植民地の認識論とポストコロニアル・フェミニズムの認識論の未成熟さを示しているとも考える。とするなら、ポスト植民地主義ないしポストコロニアル・フェミニズムは民族主義的な植民地主義批判とどのように違うのかについて、さらなる議論が求められる。既存の植民地主義批判は帝国主義者を他者化したうえでの批判であり、それは被植民地内部に存在する階級・ジェンダー・地域などの差別体系を不可視化する一方、脱植民化を目指す独立運動家さえも帝国主義者の崇める「啓蒙」と「発展」という理念のうちに捕らわれていた (Chatterjee 1993)。植民地以後の社会は、帝国主義者が去りこそすれ、植民地期の政策・制度・文化をそのまま踏襲し植民地支配から内的に脱することができず、植民地の遺産を克服するという脱植民化の課題は先送りにされたのである (キム・テッキョン 2003)。

この見地から、まず、ポスト植民地主義は民族主義とは違って自民族と帝国主義民族を我々と彼ら、あるいは我々と敵というように二分法的に捉えるのではなく、被植民地人民内部に存在する差異と差別、そして種族的〔民族的〕文化という「内的次元」もまた清算しようとするパラダイムである。ポスト植民地主義理論は、単一の、ないし完結した歴史や社会といった考えには批判的だが、「共通の体験」あるいは「共通の記憶 (collective memory)」の存在を認める。この点で、植民地近代性をそのまま受け入れようとするニューライトや植民地主義の問題を捨象した脱国家主義とも、その観点は同じではない。ポスト植民地主義は、脱植民地後の国家建設のなかで、往々にして政治エリートによって構成された「民族」あるいは「国家」のカテゴリーとは異なる記憶と経験の共同体を認識する。こんにち、分断された韓国と北朝鮮の記憶の共通性は、国家と一致しておらず、在日韓国人の植民地経験の記憶が韓国内の韓国人たちとは異なっているのも、記憶の共同体が民族や国家といったカテゴリーと一致しないことを如実に示している。ポスト植民地主義は、植民地社会の階級的基層 (subaltern) と女性基層、そのほか農民や封建的社会集団の経験と声を、先入見なしに聴こうとする。被植民民族の男性エリートは同民族の基層女性よりも、むしろその立場や体験において帝国主義男性との類似性のほうが大きくはなかつたろうか。ポストコロニアル・フェミニズムは、民族主義的エリート主義と家長制を同時に批判する脱植民地言説である。過去清算の方法も、民族主義においては他者の自

覚ないし認定を重視するが、ポスト植民地主義はより多角的で重層的な認識論 (李娜榮 2009; 梁鉉娥 2006) を要請する。東アジアにおいて広範に発生した体系的強かん犯罪における韓国人被害者への責任は、日本政府 (作為) のみならず、韓国政府 (不作為) の責任、そして連合軍 (東京裁判) (不作為) の責任、日本人 (法的責任なし) の責任、韓国人 (法的責任なし) の責任といった、重層的構造があると考えられる。かといって、日本の国家責任や高官の責任という、主たる責任を回避するほど自由主義的ではない。

以上のように、本稿では体系的強かんといった反人道的犯罪の責任を明らかにするためには、加害国家と該当国高位官僚の責任は回避できないことを論じた。また、日本軍慰安婦事件といった植民地と戦争の複合的状況で発生した事件は、被害女性の国家や民族などの要素が重要なものとして考慮されねばならず、とりわけ植民地的強かんの性格に焦点をあてねばならないと強調した。しかしながら、現在の国際人道法やフェミニズム法学は、「植民地的体系的強かん」という犯罪について、さほど語る事ができていない状況であり、本稿はこれを批判的に考察した。日本軍慰安婦事件の加害責任と被害者の被害を究明するさいの、国家と民族の問題はまだ解消されていない。したがって、本事件を植民地主義批判という観点から解釈しようと試みると、既存の民族主義的言説の回路にたやすく巻きこまれてしまうのである。このように、日本軍慰安婦事件を韓国で主張する時に民族主義言説の罣が存在するということは、韓国の民族主義のみにも、日本の国家主義のみにも、トランスナショナル・フェミニズムの超歴史的態度のみにも極限できない認識論的アポリアが存在すると診断した。ここでいう民族主義言説とは、単純ではない歴史的アレゴリーである。今後日本軍慰安婦問題を含む植民地主義下で発生した人権蹂躪の様相とその責任を究明するためには、植民地犯罪を扱うことのできる法論理と、ポスト植民地言説の構成に向けた、さらなる努力がなされねばならないだろう。そこには国際人権法の東アジアバージョンの構築、トランスナショナル・フェミニズムにおける歴史意識の高揚、民族主義とポストコロニアル言説の区別などの課題が含まれている。アジアにおける人権蹂躪を究明するために植民地性を語る言語は、まだ到来していないのである。

注

- 1) 「軍慰安婦」被害生存者の呼称は多様であり、どのように呼ぶかによって意味も異なる。本稿では歴史・文化的意味を生かすという見地から、「軍慰安婦」という呼称を使用するが、文脈によっては「被害生存者」「被害女性」も使用する。また「軍慰安婦」の制度を強調するときには「日本軍性奴隷制」という名称も使用する。
- 2) 2000年法廷憲章第3条 [1項および2項の抜粋]: 被告人個人が本法廷の管轄圏内の「犯罪の計画、準備または実行を計画、扇動、命令したりあるいはその他のやり方で幫助および教唆」した場合、あるいは上官や指揮官として「部下がそのような行為を行おうとしていたり行なったことを知っていたか知るべき理由があったにもかかわらず、その防止や抑止のために必要かつ適切な措置をとらなかった場合、または捜査および起訴のために所管当局に事件を報告しなかった場合」(挺対協 2007: 313 から再引用)。
- 3) 強かん犯罪にたいする日本政府の国際人権法および人道主義法違反については判決文を参照 (2007: para. 544-556)。
- 4) 2000年法廷の共通起訴状には「検事団およびアジア太平洋地域の人々対裕仁天皇、安藤利吉、畑俊六、板垣征四郎、小林躰造、松井石根、梅津美治郎、寺内寿一、東條英機、山下奉文そして日本政府」となっている。ここで検事団は「各国の被害者」を代理して起訴しており、アジア太平洋地域の人々は本事件

の起訴が個人被害者の人権保護という性質を超えて、アジア太平洋人すべての人権と正義という集合的要請であることを象徴している。

- 5) 以下、「体系的強かん」の議論は梁鉉娥 (2009: 174-178) を参照のこと。
- 6) Johan van der Vyver, "Gender Specific Crimes in International Law," unpublished manuscript. に関してはルワンダ法廷のアカイエス (Prosecutor v. Akayesu) および旧ユーゴ法廷のフルンジア事件 (Prosecutor v. Furundziya), クナラッチ事件 (Prosecutor v. Kunarac) などで扱われたそれぞれの強かん概念の考察が必要である。
- 7) ボスニア女性への強かんは、該当地域のイスラム教徒を「浄化」する政策の一環として行なわれ、上官による強かん奨励の命令が下されたとの事実をセルビア捕虜が自白したという (Healey 1995: 357)。
- 8) 国際刑事裁判所 (The International Criminal Court, ICC) の犯罪構成要素を参考にするなら、個別加害者の暴力は「forced」に該当し、政策的暴力は「enforced」に該当する。この区分は体系的強かんのみならず、強要された性売買、強要された墮胎および不妊化などの概念をつうじて ICC statute に受容されている。筆者は本稿で「forced」を「強要」、「enforced」を「強圧」と訳した。この区分は日本軍性奴隷制被害者たちが経験した「暴力」を理解するさいにも重要である (Johan van der Vyver, 前掲論文; ICC, Elements of Crimes, Crimes Against Humanity, Art. 7 (1) (g)-1 (Rape), Art. 7 (1) (g)-3 (Enforced Prostitution), Art. 7 (1) (g)-4 (Forced Pregnancy), Art. 7 (1) (g)-5 (Enforced Sterilization) を参照)。
- 9) ここで「個別的強かん」の性暴力をおこなった「個人行為者 (一般軍人)」の行為責任が排除されるのかどうかも議論する必要がある。兵士個人が「軍慰安所」を使わなければ抗命罪に該当するほどの強圧状態にあったのか、という問題があるからである。南アフリカ共和国では過去清算過程で個人責任を免除したが、その方法がもたらした功罪については McGregor (2001: 32-46) を参照せよ。
- 10) 韓国の司法部が見せる強かん罪の有罪宣告時における非常に厳格な態度は、男性のセクシュアリティに対する寛容を前提とする。日本軍慰安婦犯罪に対する不処罰からも、このような男性中心的セクシュアリティの承認を排除することはできない。
- 11) ここで朝鮮の被植民状態を不法におこなわれた強制占領とみなし、朝鮮と日本が一種の「武力紛争」状態にあったのではないかという見方については国際法上の議論が必要であるが、本稿の範囲を越えてしまう。ただ、本稿では朝鮮の女性たちになされた体系的強かんが敵地の女性にたいする体系的強かんと事実の上でも、法理的にも乖離があることを指摘しておく。
- 12) 植民地当時の韓国の政体は「植民地朝鮮」であったので当時の女性については「朝鮮女性」と表記する。
- 13) 2000年法廷こそまさに複数の国のフェミニズムと歴史学者、関連運動家が集まって成し遂げた「トランスナショナルな連帯」だったといえる。各国は歴史や人種、立場の違いを超えて共通の憲章と起訴状を生み出し、法廷を成功させたのである。しかし、「連帯」したからといってその中で国家・民族・歴史の違いが消えてしまったり、薄められたりしたわけではない。むしろトランスナショナル・フェミニズムはこのような差異を「無視せよ」との言明ではなく、差異に耳を傾け注目し、ある差異が他よりも多くの代価を払うのではなく、それぞれが尊重され合意できる倫理であると同時に政治学とならねばならない。国家を超えた複数の主体による空間でも「ナショナル」な力と偏向性は作用した。
- 14) 現在、韓国の軍慰安婦被害者が大韓民国政府 (外交通商部) を相手どり、1965年の日韓請求権協定に対する憲法訴訟願審査請求が係留中である (詳しくはキム・チャンノク 2009)。

参考文献

- ※著者名、出版年、論文名・著書名、(日本での出版・翻訳) / 韓国語表記の出版情報の順に表記した。
- カン・ソンミ, 山下英愛 1993 「天皇制国家と性暴力——軍慰安婦問題に関する女性学的試論」 / 강선미・야마시다 영애. 1993. "천황제 국가와 성폭력: 군위안부 문제에 관한 여성학적 시론," <한국 여성학>

제 9 집.

- 金富子 2010 「女性国際戦犯法廷から 10 年, 「慰安婦」問題解決運動を振り返る」 / 김부자. 2010. “여성국제전범법정으로부터 10 년, ‘위안부’ 문제 해결 운동을 되돌아보다,” <2010 년, 일본군 ‘위안부’ 문제를 말한다>. 한국정신대문제대책협의회 심포지움 자료집, 2010.11.18. 미간행.
- 金富子 2008 「「慰安婦」問題と脱植民地主義」(中野敏男・金富子編『歴史と責任』) / 김부자. 2008. “‘위안부’ 문제와 탈식민주의.” 나카노 도시오 · 김부자 편. <역사와 책임 — ‘위안부’ 문제와 1990 년대>. 서울: 선인.
- キム・ソナ 2010 「ポスト植民地主義の視角から見た日本「軍慰安婦」問題——植民地支配と家父長制社会による持続性の照明」 / 김선화, 2010, “포스트식민주의의 시각에서 본 일본 ‘군위안부’ 문제: 식민 지배와 가부장적 사회에 의한 지속성의 조명,” 서울대학교 외교학과 학사학위 제출 논문, 미간행.
- キム・ウンシル 1994 「民族言説と女性——文化・権力・主体に関する批判的読解のために」(『思想』914, 2000 年) / 김은실. 1994. “민족 담론과 여성: 문화, 권력, 주체에 관한 비판적 읽기를 위하여.” <한국여성학> 제 10 집, pp. 18-52.
- キム・チョル란 2004 「日本軍「慰安婦」運動の展開と問題意識に関する研究——挺対協の活動を中心に」 / 김정란. 2004. “일본군 ‘위안부’ 운동의 전개와 문제인식에 대한 연구: 정대협을 중심으로.” 이화여자대학교 여성학과 박사학위논문. 118.
- キム・チャンノク 2009 「日本軍『慰安婦』憲法訴訟」 / 김창록. 2009. “일본군 ‘위안부’ 헌법소원,” <법학논고>, 경북대학교 법학연구원, 제 37 집, pp. 337-368.
- キム・テッキョン 2004 『サバルタンと歴史学批判』 박조يون출판사 / 김택현. 2003. <서발턴과 역사학 비판>, 박종철 출판사.
- 中野敏男・金富子編 2008 『歴史と責任——「慰安婦」問題と 1990 年代』(青弓社, 2008 年) / 나카노 도시오 · 김부자 편저. 2008. <역사와 책임 — ‘위안부’ 문제와 1990 년대>. 서울: 선인.
- パク・ユハ 2005 『和解のために——教科書・慰安婦・靖国・独島』(平凡社, 2006 年) 박유하. 2005. <화해를 위해서: 교과서, 위안부, 야스쿠니, 독도>. 서울: 뿌리와이파리.
- 大沼保明 2008 『日本は謝罪したい——日本軍「慰安婦」問題とアジア女性基金』(『慰安婦』問題とは何だったのか) 中公新書, 2007 年) / 오누마 야스아키, 2008. <일본은 사죄하고 싶다 - 일본군 ‘위안부’ 문제와 아시아여성기금>, 서울: 전략과 문화.
- シン・ヨンスク, チョ・ヘ란 1996 「日帝時期朝鮮人軍慰安婦の実態および特性に関する研究」 / 신영숙. 조혜란. 1996. “일제시기 조선인 군위안부의 실태 및 특성에 관한 연구.” 한국정신대연구회편, <한일간의 미청산 과제>, 서울: 아세아문화사.
- 梁鉉娥 2009 「2000 年法廷をつうじて見た被害者証言と法の言語との出会い」 / 양현아. 2009. “2000 년 법정을 통해 본 피해자 증언과 법 언어의 만남,” <한일간 역사현안의 국제법적 재조명>, 김부자 외, 서울: 동북아역사재단.
- 2006 「証言をつうじて見た韓国人「軍慰安婦」たちのポスト植民の傷跡」 / -----. 2006. “증언을 통해 본 한국인 ‘군위안부’들의 포스트식민의 상흔.” <한국여성학> 제 22 권 3 호, pp. 133-167.
- 2001 「証言と歴史記述——韓国人「軍慰安婦」の主体性の再現」 / -----. 2001. “증언과 역사쓰기: 한국인 ‘군위안부’의 주체성 재현.” <사회와 역사> 제 60 권, pp. 60-96.
- ヨ・スンジュ 1997 「軍慰安婦の生活に関する研究」 / 여순주. 1997. “군 위안부 생활에 대한 연구.” 한국정신대문제대책협의회 편. <일본군 ‘위안부’ 문제의 진상>. 서울: 역사비평사.
- 上野千鶴子 1999 『ナショナリズムとジェンダー』(青土社, 1998 年) / 우에노 치즈코, 1999. <내셔널리즘과 젠더>, 이선이 역, 서울: 박종철 출판사.
- ユン・ミョンスク 2001 「日本軍慰安婦問題から得る歴史の教訓」 / 윤명숙. 2001. “일본군 위안부 문제에서 얻는 역사적 교훈.” <내일을 여는 역사>, 제 4 호.
- ユン・テンニム 2002 「脱植民の歴史記述に向けて——『脱近代論』的歴史解釈批判」 / 윤택림. 2002. “탈식민

- 역사쓰기를 향하여: '탈근대론' 적 역사해석 비판," <역사비평>, 제 58 호, pp. 81-86.
- 李娜榮 2010「日本軍「慰安婦」運動——ポスト／植民国家の歴史的現在性」／이나영, 2010. "일본군 '위안부' 운동: 포스트 / 식민 국가의 역사적 현재성," 2010 년, <일본군 '위안부' 문제를 말한다>. 한국정신대문제대책협회의 심포지움 자료집, 2010.11.18, 미간행.
- 2006 「トランス／ナショナル・フェミニズム——脱植民地主義フェミニストの政治学の拡張」／이나영. 2006. "초 / 국적 페미니즘: 탈식민주의 페미니스트 정치학의 확장." <경제와 사회>, 제 70 호, pp. 63-87.
- イ・ジェジョン 2008 「2000年日本軍性奴隷戦犯女性国際法廷」／이재정. 2008, "2000 년 일본군 성노예전범 여성국제법정," <일본군 위안부 문제 - 법적 쟁점의 정리와 최근 동향의 분석>, 서울: 민족문제연구소.
- チヨン・ジンソン 1994 「日本軍「慰安婦」政策の本質」／정진성. 1994. "일본 군 '위안부' 정책의 본질." <사회와역사>, 제 42 권, pp. 172-201.
- 1998 「軍慰安婦強制連行に関する研究」／----- . 1998. "군위안부 강제연행에 관한 연구." <정신문화연구>, 제 21 권 제 4 호, pp. 195-219.
- 2003 「戦時下の女性侵害の普遍性と歴史的特殊性——日本軍慰安婦問題に対する国際社会の認識」／----- . 2003. "전시 하 여성침해의 보편성과 역사적 특수성: 일본군 위안부문제에 대한 국제사회의 인식." <한국여성학>, 제 19 권 2 호, pp. 39-61.
- チヨ・シヒョン 2009 「2000年日本軍性奴隷戦犯女性国際法廷と日本軍「慰安婦」問題に対する新たな理解の可能性」／조시현, 2009. "2000 년 일본군 성노예전범 여성국제법정과 일본군 '위안부' 문제에 대한 새로운 이해 가능성," <한일간 역사현안의 국제법적 재조명>, 김부자 외, 서울: 동북아역사재단.
- 2010 「日本軍「慰安婦」問題と法的責任」／조시현, 2010. "일본군 '위안부' 문제와 법적 책임," 2010 년, 일본군 '위안부' 문제를 말한다>. 한국정신대문제대책협회의 심포지움 자료집, 2010.11.18, 미간행.
- ハ・ジョムン 2007 「軍の作戦と組織体系下における慰安所, 慰安所業者」／하중문, 2007, "군의 작전과 조직체계 하에서의 위안소, 위안소 업자," <강제성'이란 무엇인가 - 일본군 위안부 문제>, 일제강점하 강제동원 피해진상규명위원회 외 주최, 한일공동 세미나 자료집, 2007.5.4. 미간행.
- 2010 「国民基金に関する生産的議論のために」／하중문, 2010. "국민기금에 관한 생산적인 논의를 위하여," 2010 년, 일본군 '위안부' 문제를 말한다>. 한국정신대문제대책협회의 심포지움 자료집, 2010.11.18, 미간행.
- 韓国挺身隊問題対策協議会(挺対協) 2008 『ヒロヒト有罪—2000年日本軍性奴隷戦犯女性国際法廷判決文』／한국정신대문제대책협회, 2008. <히로히토 유죄> -2000 년 일본군 성노예 전범 여성국제법정 판결문, 한국정신대문제대책협회의.
- 韓国挺身隊問題対策協議会 2001 年日本軍性奴隷戦犯女性国際法廷韓国委員会証言チーム 2001 『強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち 4——記憶で書き直す歴史』 한국정신대문제대책협회의 2000 년 일본군 성노예 전범 여성국제법정 한국위원회 증언팀, 2001. <강제로 끌려간 조선인 군위안부들 4 기억으로 다시 쓰는 역사>, 풀빛.
- Appiah, Kwame Anthony, 1991, "Is the Post- in the Postmodernism the Post - in the Postcolonial?," *Critical Inquiry*, 17 (2), 336-357.
- Chatterjee, Partha, 1993, *The Nation and Its Fragments - Colonial and Postcolonial Histories*, New Jersey: Princeton University Press.
- Healey, Sharon, 1995. "Prosecuting Rape Under the Statute of the War Crimes Tribunal for the Former Yugoslavia," *Brooklyn Journal of International Law*, 21, 327-383.
- Johan van der Vyver, "Gender Specific Crimes in International Law," unpublished manuscript.
- Magnarella, Paul, 1997. "Some Milestones and Achievement at the International Criminal Tribunal for

韓国人「軍慰安婦」問題について日本政府の責任を求めることは民族主義の発露なのか (YANG)

- Rwanda: The 1998 Kambada and Akayesu Cases," *Florida Journal of International Law*, 11, 517-538.
- Kim, Elaine H. and Chungmoo Choi, 1997. *Dangerous Women: Gender and Korean Nationalism*, Routledge.
- Lyotard, J-F., 1984, *The Postmodern Condition: A Report on Knowledge*, Geoff Bennington & Brian Massumi (trans.), Minneapolis: University of Minnesota.
- McGregor, Lorna, 2001, "Individual Accountability in South Africa: Cultural Optimum or Political Facade?" *American Journal of International Law*, 95-1, pp. 32-46.
- Nobles, Mellisa. 2008, *The Politics of Official Apologies*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Okano, Yayo, 2009. "Can Dignity of Women go beyond the Boundary of Nation-State? : Revisiting the Controversy of 'Comfort Women' in Japan," Presented paper at "Feminist Epistemology and Methodology in the Age of Transnational," 2009.12.4.
- Scarry, Elain, *The Body in Pain - Making and Unmaking of the World*, New York: Oxford University Press.
- Stiglmyer, Alexandra, "The Rapes in Bosnia-Herzegovina," *War Against Women in Bosnia-Herzegovina*," edited by Alexandra Stiglmyer, London: University of Nebraska Press.
- Yang, Hyunah. 1997. "Revisiting the Issues of Korean Military Comfort Women." *Positions* 5, No. 1, pp. 51-71.
- Yuval-Davis, Nira. 2001. "Nationalism, Feminism and Gender Relations." Montserrat.
- . 1997. *Gender and Nation*. London: Sage.

資料

- 女性部 (大韓民国) 2004 『日本軍性奴隷戦犯女性国際法廷資料集』 / 여성부 (대한민국). 2004. <일본군성노예전범여성국제법정 자료집 >, 한국정신대문제대책협의회 (연구기관).
- MBC Television (in Korea), 1992. *Forgotten War* (Documentary).
- McDougall, Gay, "Contemporary Forms of Slavery: Systematic Rape, Sexual Slavery and Slavery-life Practices during Armed Conflict," Final Report Submitted by Special Rapporteur, Gay McDougall, E/CN.4/Sub.2/1998/13 22 June 1998.
- Bassiouni, M. Cherif, "Civil and Political Rights, including the Question of Independence of the Judiciary, Administration of Justice, Impunity," "Report of the independent expert on the right to restitution, compensation and rehabilitation for victims of grave violations of human rights and fundamental freedoms, E/CN.4/1999/65, 8 Feb. 1999.

訳者注記

- 1) 原文の「南韓」「北韓」との表記は、日本での慣習に従ってそれぞれ韓国、北朝鮮と訳した。また、「韓国」「朝鮮」という用語は原文のままにした。
- 2) [] は訳者による補足である。
- 3) 参考文献・資料のうち、たとえば2000年法廷判決文など、日本語の訳書(ないし原書)があるものはそれを参考に訳したが、用語上の重要な違いがある場合には [] 内に日本語文献で使用されている語を併記・追加した。

